

令和7年9月24日

関係者各位

公益財団法人厚木市スポーツ協
会 長 宮 崎 昌



厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコート飲料水自動販売機設置入札
について（お知らせ）

新秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから本協会事業に対しまして、格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申
し上げます。

さて、次のとおり飲料水自動販売機の設置入札を行いますので、入札への参加を
ご希望される場合は、指定の見積書をご提出くださいますようお願い申し上げま
す。

- | | |
|--------|---|
| 1 入札形態 | 見積合わせ |
| 2 提出期限 | 令和7年10月1日（水）午後3時まで |
| 3 提出書類 | 指定の見積書 |
| 4 提出方法 | メール、持参又は郵送 |
| 5 提出先 | 公益財団法人厚木市スポーツ協会
住 所：〒243-0039 神奈川県厚木市温水西 1-27-1
厚木市営南毛利スポーツセンター内
メール： info@atsgi-sports.com |

6 その他

- （1）設置期間は令和9年3月31日までといたします。
- （2）現地調査は各入札者にて実施してください。
- （3）販売価格の指定はございません。

公益財団法人厚木市スポーツ協会
電 話 046-247-7212
担当者 三木

厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコート飲料水自動販売機設置入札仕様書

1 入札参加者

以下のすべての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 令和6年11月1日から落札決定までの間に、厚木市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間に、厚木市暴力団排除条例第2条に該当する者でないこと。
- (5) 神奈川県内において、法人の場合は本店・支店または営業所を有し、個人の場合は事業を営んでいること。
- (6) 令和7年10月1日時点で、以下の条件をすべて満たすこと。
 - ア 神奈川県内に契約締結先を有すること。
 - イ 令和7年10月1日から過去5年以内に、官公庁等が発注する案件において、自動販売機の管理・運営の実績を有すること。

2 案件の概要

厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコートに飲料水自動販売機を設置する。

※所在地：厚木市温水西1-27-1（厚木市営南毛利スポーツセンター）

※設置場所：別紙1のとおり

3 契約期間

- (1) 令和7年10月4日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 契約期間の延長は行わない。

4 入札方法

- (1) 入札形式は見積合わせとし、提出方法は持参・郵送またはメールとする。
- (2) 見積書は1枚のみ提出可能とする。
- (3) 提出期限は令和7年10月1日（水）午後3時までとする。
- (4) 見積書は指定の書式を使用すること。

5 落札者の決定方法

- (1) 令和7年10月1日（水）午後3時以降に開札を行う。
- (2) 最高料率の入札者から順に2者を決定する。
- (3) 最高料率の入札者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) くじ引きは令和7年10月2日（木）午前10時より、厚木市営南毛利スポーツセンターにて実施する。

6 契約手続き

- (1) 落札者は誓約書の作成および契約締結を速やかに行うこと。
- (2) 契約書は落札者の指定様式とし、販売手数料率は入札料率とする。

7 問合せ先

公益財団法人厚木市スポーツ協会

所在地

〒243-0039 神奈川県厚木市温水西 1-27-1

(厚木市営南毛利スポーツセンター内)

電 話 0 4 6 - 2 4 7 - 7 2 1 2

F A X 0 4 6 - 2 4 8 - 7 1 5 1

メール info@atsugi-sports.com

担 当 公益財団法人厚木市スポーツ協会 総務班 三木

厚木市宮南毛利スポーツセンターテニスコート飲料水自動販売機設置仕様書

1 自動販売機の規格及び機能条件

(1) 規格

- ・幅 1,200mm、奥行 750mm 以内とする。
- ・回収ボックスを自動販売機ごとに設置すること。
- ・計量機器（子メーター）を設置すること。

(2) 機能条件

- ・ア 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- ・イ 新硬貨及び新紙幣が使用可能であること。
※ただし、対応機器の調達が困難な場合は、できる限り早期に導入できるように努めること。
- ・ウ キャッシュレス機能を備えること。
※ただし、導入にあたり対応機器の調達が困難な場合は、できる限り早期に導入できるように努めること。
※キャッシュレス決済は、スマートフォン決済または非接触型 IC カードに対応すること。非接触型 IC カードは、交通系及び流通系の電子マネーが使用可能であること。

2 設置事業者の負担

- (1) 自動販売機及び附帯電気設備の設置、契約満了時の撤去に係る費用、その他販売に係る諸経費は、すべて設置事業者の負担とする。

※設置にあたり新たな電気工事が必要な場合は、事前に公益財団法人厚木市スポーツ協会の承認を受けたうえで、設置事業者の負担にて施工すること。なお、電気工事は電気関係法令を遵守して行うこと。

- (2) 自動販売機の電気料金を計測するための子メーター（計量法に基づき検定されたもので、検定有効期間内のもの）を、設置事業者の負担により設置すること。

3 自動販売機の設置

- ・自動販売機は令和 7 年 10 月 7 日以降に設置すること。
- ・契約開始日から設置開始ができなかった場合でも、補償の請求は行わないものとする。

4 設置事業者の遵守事項

- (1) 設置にあたっては耐震対策を施すこと。また、設置後は定期的に安全面の確認を行い、安全対策に努めること。

- (2) 販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、回収ボックスを設置すること。回収ボックスは回収頻度等を考慮し、使用済み容器等が周囲に散乱しない十分な収容容積を確保すること。
- (3) 使用済み容器等が回収ボックスから溢れないよう、適切に回収を行うこと。
- (4) 商品の補充・変更、売上金の回収、釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
- (5) 消費期限の確認等、安定した高品質の商品提供のための品質保証活動を行うこと。
- (6) 自動販売機の保守業務を行い、維持に努めること。故障時には速やかに対応すること。
- (7) 自動販売機の故障や問合せに関しては、筐体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 契約期間満了または契約解除時には、設置事業者の負担により速やかに原状回復を行うこと。
- (9) 契約期間中、自動販売機設置の権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。

5 問合せ先

公益財団法人厚木市スポーツ協会

所在地

〒243-0039 神奈川県厚木市温水西 1-27-1

(厚木市営南毛利スポーツセンター内)

電 話 046-247-7212

FAX 046-248-7151

メール info@atsugi-sports.com

担 当 公益財団法人厚木市スポーツ協会 総務班 三木



課税事業者
 免税事業者

見積書

令和 年 月 日

公益財団法人厚木市スポーツ協会会長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

⑩

次のとおり見積りいたします。

1 件名	厚木市営南毛利スポーツセンターテニスコート 飲料水自動販売機設置				
2 料率	十の位	一の位		小数第一位	
			.		%

備考（担当者の連絡先を記載してください）

担当者氏名 _____

連絡先 _____

(注) 1 料率は、販売手数料率を記入してください。

2 料率はアラビア数字を用いること。ただし、料率の訂正は無効となるので注意すること。